

經濟論叢

第七十八卷 第一號

- 農林業課税の問題……………神戸正雄(1)
- マックス・ウェーバーが考えていた經濟理論……………出口勇藏(12)
- 社會政策學の理論的性恪……………岸本英太郎(29)
- 時系列回歸分析における方程式誤差と變數誤差……………阿部統(55)
- 山陽自由黨の組織過程……………内藤正中(70)
- ジェントリの社會的經濟的性恪……………武暢夫(96)
- アメリカにおける特別償却本質論……………高寺貞男(116)
- ソヴェト社會史の時代區分について……………富岡裕(134)
-

[昭和三十一年七月]

京都大學經濟學會

ソヴェト社會史の時代區分について

富岡裕

一

十月社會主義革命がうみ出したソヴェト社會は、社會主義改造という困難な任務を完成し、いま社會主義から共產主義への漸次的移行という歴史的使命を成功のうちに遂行しつつある。

このソヴェト社會の發展を深く、そして全面的に研究し、ソヴェト人民のたまたかいつた歴史の正道を正しく解明するうえで必要な条件の一つは、その基本的な段階を正しく規定することである。「經濟學」教科書の出版を契機として、わが國でもソヴェト研究が急激にたかまり、その理解が急速にふかまってきたとき、ソヴェト社會の歴史の時代區分を科學的に把握することは、とくに意味ぶかいことと思われる。

ソ同盟科學院歴史學研究所で一九四九—五一年にわたつてソ同盟歴史の時代區分の問題にかんする討論がおこなわれたと

き、ソヴェト社會史の時代區分についての問題はとりあげられなかつた。ソヴェト社會の歴史の時代區分は、ソ同盟でも、「ソ同盟共產黨（ボルシエヴィキ）歴史」の中であたえられた區分をよりどころとしてそのまま用いられてきたが、また多くの歴史家がこの區分を唯一の正しいものと考へていたようである。しかし、そこには本質的な缺陷があつた。

註、たとえば、「體育史」（體育とスポーツ出版所、一九五四年版）では、「外國干涉戦争と國內戦争の時期におけるソヴェトの體育」、「國民經濟復興にかんするソヴェトの體育」、「國の社會的工業化をめざす闘争の時期におけるソヴェトの體育」などの區分がみられる。また「ロシア・ソヴェト文化史概観」（ゴリキー名稱世界文化研究所）にもおなじような區分がみられる。

アメリカにおける特別償却本質論

高 寺 貞 男

まえがき

第二次大戦後おおくの資本主義諸國において、民間投資の促進策の一つとして、税法上、特別償却〔控除〕制度が採用されている。アメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ、オーストラリア、インド、パキスタン、スエーデン、ネーデルラント諸國（オランダ、ベルギー）などが特別償却制度を採用している。日本もまた例外ではない。

これらの特別償却制度を採用している諸國のうち、もつともその歴史的經驗——それが不幸な經驗あるいは惡評にみちた經驗といわれるにしろ——に富んでいるのはアメリカであろう。特別償却がもつとも大規模に實踐され、またかかる特別償却實踐に對し、會計學的視點のみならず、政治經濟學的視點より論議がおこなわれた國は、アメリカをおいてほかにその例がないといえよう。したがつてアメリカにおいて特別償却観あるいは特別償却本質論にある一定の傾向が形成されたことも別に不思議ではないのである。

本稿は、アメリカにおける特別償却に關する論議の中から、定説となつている特別償却本質論を抜きだして紹介

することを目的としてかかれたものである。特別償却本質論を十分に理解するには、その前提として特別償却制度そのものの説明が必要なので、この點について最初相當の紙面があてられている。

すでに本誌に發表した「アメリカ特別償却史研究」（昭和三〇年一月號所載）の續稿として、その現代史の部分を敘述するにあつて、本稿がこのような形になつたのは、紙中の都合もさることながら、特別償却の批判的分析を主要な個々の問題ごとに累積してゆく研究方法をとつているからである。参考のために、本稿にひきつづき發表する豫定となつている論文をあげておこう。

「アメリカにおける特別償却と反獨占論」

「特別償却と産業集中——セルデンの統計的分析とその問題點」

「特別償却をめぐるビジネス・インカムを表示問題」

—

ここ十數年來、アメリカにおいて、特別償却は二回採用されている。

一九四〇年第二歳入法 (Second Revenue Act of 1940) によつて認められ、一九四二年歳入法 (Revenue Act of 1942) によつて一部改正された第二次大戦の時に於ける特別償却 (一九三九年内國歳入法典一二四條 1939 Internal Revenue Code 124 による特別償却) は、大戦の終結と運命をともし、一九四五年九月に廢止されている。こうして大戦後數年間特別償却は姿を消していたが、朝鮮戦争がはじまるや、一九五〇年歳入法 (Revenue Act of 1950) によつて再び採用され、現在あらたに適用される産業部門の數が相當縮少しつがあるが、まだ廢止の決定は下されず、

繼續されている。これが現在實踐されている特別償却（一九三九年内國歳入法典一二四條 1939 Internal Revenue Code 124A）→一九五四年内國歳入法典一六八條 1954 Internal Revenue Code 168 による特別償却⁽⁴⁾である。

これらの二つの時期（一九四〇—一九四五、一九五〇—）における特別償却は、税法上においては「緊急施設の特別償却控除」(Amortization Deduction of Emergency Facilities)といわれ、同一の範疇に屬するものである。したがつて兩時期における特別償却の間には基本的な變化は見られない。しかしながら、現在おこなわれている特別償却は、第二次大戦の時の特別償却がそのまま復活したものとはいえないのであつて、兩者の間に若干の差異が見られる。

以下、この差異に注意をほらいながら、兩時期における特別償却の對象づきにその方法を説明することにする。

註(1) 加藤清、米國の内國歳入法（邦譯）、税法學、昭二八年一月號、三一—三六頁參照。 Cf. Filson, J. D., *Amortization of*

Emergency Facilities, Journal of Accountancy, Feb. 1941, pp. 103-110. Turner, C. L., *Current Problems on Amortization*, Journal of Accountancy, Jan. 1943, pp. 31-32.

(2) 一九五〇年に特別償却制度が發足して以來、約二二五の擴張目標産業がかかげられたが、このうち一六七は、一九五五年八月以前にはずされた。のこりの五八産業のうち、三八産業については認可申請が見送られており、擴張目標がそのままとされているのは、二〇産業にすぎならず (Cf. "Iron Age", 18 Aug. 1955. "American Metal Market", 1 Sept. 1955.)。しかしまだ全面的に廢止されてはおらず、現在民主黨の排止論を中心た、その存排問題は議會で論議されている (Cf. "Iron Age", 12 Dec. 1955.)。

(3) 加藤清、前掲譯、三六一—三八頁參照。

(4) Cf. *Montgomery's Federal Taxes*, 35th ed. 1954, pp. 8-24-8-28.

(1) 特別償却の對象——緊急施設

アメリカにおける特別償却は、國防生産に必要な設備への民間投資を促進するために採用されたものであるから、その対象となるものも當然かかる目的によつて規定されている。したがつて、それは固定資産一般ではなく、緊急施設 (Emergency Facilities) といわれる特定のものである。いわゆる緊急施設とは、税法によれば、つぎのように規定されている。非常期間 (Emergency Period 一九四〇年一月一日—一九四五年九月二九日、一九五〇年一月一日—) 内に建設され、それについて證明権限をもつてゐる官廳 (certifying authority) によつて、國防上の利益のために必要であるものの必要證明書 (Certificates of Necessity) を交付された土地 (Land) 建物、機械および装置もしくはその一部 (parts) である。

この特別償却の対象規定において、建物、機械及び装置などのほかに、非減價性資産といわれる土地および土地改良費 (Improvement to Land) が、緊急施設とされていることを見逃してはならない。通常の減價償却では問題とされない土地が、特別償却の対象に含まれている。したがつて飛行場、物資集積地、自動車置場、生産擴張のために購入した土地などのようになんらかの形で國防生産に關連する土地までが、緊急施設とされ、特別償却の適用をうけている。むろん土地一般が特別償却の対象とされていたわけではなく、農地は全然問題になつていない。また油田、鑛山などのいわゆる減耗性資産は、收益比例減耗控除 ("Percentage-of-Gross Income" Depletion Allowance) の適用をうけていたから、特別償却の対象とはなつていない。

つぎに特別償却の対象規定の弾力性から生ずる特別償却の認められる割合の差に注意する必要がある。第二次大戦の時と朝鮮戦争以後の特別償却については、ともに税法上設備の取得原價の全部もしくはその一部が緊急施設といわれ、これが特別償却の対象とされていることはすでにのべたとおりである。このように税法の條項に關するか

ざり、設備原價の一〇〇%以下について特別償却が認可されるふくみもたざれているのである。したがつて特別償却の認可にあたり、證明の權限をもつてゐる官廳が、この彈力條項にしたがい、特別償却の認められる割合に差をつける可能性が、税法の中にふくまれているわけである。このことが、第二次大戰の時の特別償却と朝鮮戦争以後の特別償却の現實的差異をもたらしている。第二次大戰中においては、大抵の場合一〇〇%の特別償却 (100 percent amortization) を認めるのが普通であつた。こゝで大抵の場合とことわつたのは、例外があるからであり、たとへば第二次大戰の後期におゝては、設備原價の三五%のみを證明し、法廷もこれを支持した United States Graphite Company 對 Sawyer 事件などがあつた。かかる例外はあるにしても、第二次大戰中においては一〇〇%特別償却が一般化してゐたのに對し、朝鮮戦争の時になると、その當初から證明權限官廳である國家安全資源局 (National Security Resources Board) は、設備原價一〇〇%よりやや少い割合の特別償却を認め、一九五一年一月より國家安全資源局にかわり證明權限官廳となつた國防動員本部 (Office of Defense Mobilization) は一貫して部分特別償却 (Percentage Amortization) を認める政策をとつてゐる。かかる割合 (全産業平均) は、一九五一年四月現在七〇%、一九五二年六月現在五八%、⁶⁾一九五三年一月現在六一%、⁷⁾一九五五年七月現在六〇%と報告されてゐる。

このように朝鮮戦争以後においては、特別償却の對象として設備原價の一〇〇%でなく、その部分のみを認めた部分證明書 (Percentage Certificates) を交付するのが通例となつてゐる。そしてこの場合、證明されないところの設備原價部分は基本的には當該設備の非常期間後における經濟的使用性 (post-emergency economic usefulness) あるいは収益力 (earning capacity) によるものであるといわれている。⁸⁾ すなわち、國防生産に率仕する設備であつても、非常期間だけ使用されるとはかぎらず、平和生産に轉換した場合にも繼續的に使用しうるのであるから、こ

の非常期間後における経済的使用性に相当する原価部分については特別償却を認める必要はないといわれるのである。しかしながらこの部分証明に關する基本的見解は、アダムスとグレイがのべているように、非常に問題のある假定 (very questionable assumption) にすぎないのである。なぜならば「設備の非常期間後における経済的使用性は、證明額の決定にあたり考慮されるべき「ファクター」といわれているが、この「ファクター」に關する特別な裁定、調査は個々のケースごとになされておらず、……非常期間後における使用性についての各産業における特殊な事情は、ほとんど考慮されていなかった」からである。實際高い割合の證明が或る企業で必要なにもかかわらず、これが認められないで、一方かかる必要もない他の企業に高い割合を認めるあやまつた政策がとられていた。ゆえにかかる割合は無意味なものであるといわれている。¹¹⁾このように非常期間後における経済的使用性によつて認可割合の裁定はなされておらず、國防生産上の緊急度に応じて認可割合に九〇%ないし四五%の差をつけていたのが實情であつた。¹²⁾たとえばかかる割合は、一九五一年四月現在で鐵鋼七三%、化學製品、纖維、紙およびパルプ六〇%以下、ガソリンおよび燃料五分の四、航空機三分の二となつてゐる。¹³⁾

註(1) Jenks, T. E., *Amortization of Emergency Facilities, Taxes*, Nov. 1950, p. 1028.

(2) Jenks, *ibid.*, p. 1026.

(3) Jenks, *ibid.*, p. 1026. Railing, H. T., *Income Tax Problems in National Defense*, Taxes, Dec. 1951, p. 1051. Selders,

R. T., *Accelerated Amortization and Industrial Concentration*, Review of Economics and Statistics, Aug. 1955, p. 282.

U. S. Dept. of Commerce, *Accelerated Amortization and Private Facilities Expansion*, Survey of Current Business, May 1951, p. 12. アメリカの短期償却制度 (譯) 大藏省調査月報、昭二六年八月號、六四頁。

(4) U. S. Dept. of Commerce, *ibid.*, p. 12. (註) 六四頁。

(5) Borden, H. W., *Defense Department Policy in Use of Accelerated Amortization as a Cost in Contracts*, Journal of Account-

Taney, Feb. 1953, p. 182.

- (9) "Wall Street Journal", 2 Nov. 1953, cited by Lamer, H., *War Economy and Crisis*, 1954, p. 182. 小坂譯「昭三〇年一〇月頁」。
- (7) "Iron Age", 11 Aug. 1955, 18 Aug. 1955.
- (8) Schlaifer, R., Butters, J. K. and Hunt, P., *Accelerated Amortization*, Harvard Business Review, May 1951, p. 119. Adams, W. and Gray, H. M., *Monopoly in America—The Government as Promoter*, 1955, p. 84.
- (6) Adams and Gray, *ibid.*, p. 84.
- (10) Bordner *ibid.*, p. 183.
- (11) Schlaifer, Butters and Hunt, *ibid.*, p. 119.
- (12) 日本銀行調査局「戦後歐米各國の企業合理化と就労」昭二十七年、一五頁。U. S. Dept. of Commerce, *ibid.*, p. 13. (譯)「六六頁」。
- (13) U. S. Dept. of Commerce, *ibid.*, p. 13. (譯)「六五頁」。

(2) 特別償却の方法——五カ年償却

緊急施設の特別償却の最大の特徴は、計算方法にあらわれている。緊急施設について、その「財産の物理状態に ついては全然考慮することなく」¹⁾ 残存價格零て五カ年間に定額償却する計算方法がとられている。したがつて現實に二〇年あるいは四〇年も使用しうる設備であつても、ひとたび必要證明書が交付されれば、稅務計算上五カ年間に證明額の一〇〇%が定額償却できるのである。緊急施設の特別償却が、アメリカにおいて慣用として五カ年償却 (five-year amortization) もしくは六〇ヵ月償却 (60-month amortization) とされるわけも、右にのべたように、通常の耐用年數と殘價を無視して、五年間に全額償却しうる點にあるのである。部分特別償却の場合には、證明さ

れた設備原價部分のみが五年間に全額償却され、證明されない部分については單に通常の減價償却が適用されるにすぎない。

さて、これまで特別償却期間は五年であると説明してきたが、特殊な場合には、さらに五年以内への短縮がおこなわれたことに注意しなくてはならない。第二次大戰の時の特別償却を規定した一九三九年内國歳入法典一二四條によると、非常期間が終つてもなお緊急施設が全部償却されず未償却殘高がのこる場合には、この未償却殘高は一時に償却し去ることができることになつてゐる。したがつて非常期間の終結が一九四五年九月二九日、大統領によつて宣言された時に、未償却部分がのこつてゐる緊急施設、わかりやすくいうと特別償却をはじめから五年を經ていない緊急施設は、五年より短い期間に特別償却を再計算しえたのである。ところが、この特別償却期間の五年以内への短縮 (shortening) を意味する特別償却の引きもどし (amortization squeeze-back) は、一九三九年内國歳入法典一二四 A 條、その現代版である一九五四年内國歳入法典一六八條の中に見出すことができなない。すなわち朝鮮戰爭以後においては、特別償却の引きもどしは税法の規定からはずされ、廢止されてゐるのである。そして特別償却の引きもどしにかわつて、いわば五カ年償却の中斷ともいへべき規定が付加され、非常期間後における緊急施設の未償却部分は、さらに特別償却を受ける資格はないものとされ、通常の減價償却が以後適用されることになつてゐる。したがつてこの特別償却の中斷措置を回避しうるものは、一九五〇年または一九五一年、つまり特別償却制度再發足の時期に必要な證明をうけ、いちはやく特別償却を開始した企業ということになる。このように特別償却實踐でも早いもの勝ちの論理は貫徹してゐるのである。

また特別償却の計算に直接關係したことではないが、緊急施設の賣却または交換によつて實現した資本利得 (Capital Gain)

ritial Gains) について、その税率が第二次大戦の時と朝鮮戦争以後では變つてゐることを蛇足として付加しておこらう。緊急施設は五カ年間に急速に償却される關係もあつて、その資本利得は相當大きなものになる。ゆゑに緊急施設の資本利得についての税率の變化は、かなり重要な意味をもつくる。第二次大戦の時には緊急施設の資本利得は、通常の資本利得と同様の取扱ひをうけ、二五%という低率の資本利得税が課せられていた。ところが、朝鮮戦争になると、内國歳入法典一一七條⁽⁵⁾が改正され、緊急施設について生じた資本利得も普通の所得と同様、高い所得税率が適用されることになつてゐる。

註(1) *Accountants' Handbook*, ed. by W. A. Paton, 3rd ed. 1951, p. 769.

(2) *Official Decision and Releases*, Journal of Accountancy, Nov. 1945, p. 406.

(3) *Reling, ibid.*, p. 1051. *Janks, ibid.*, p. 1026. U. S. Dept. of Commerce, *ibid.*, p. 12. (譯) 六四頁。

(4) *Reling, ibid.*, p. 1051. *Janks, ibid.*, p. 1026. U. S. Dept. of Commerce, *ibid.*, p. 12. (譯) 六四頁。

二

以上のべたことから解るように、緊急施設の特別償却は、通常減價性資産と見做されていない土地を計算対象にしてゐるばかりでなく、またその計算方法において、減價の度合とは無關係に五カ年償却をしてゐる點からみて、二重に減價償却理論を無視したものとわざるをえない。このことは、部分特別償却の登場あるいは特別償却の引きもどしの廢止によつて基本的には變化をうけないであらう。というのは、部分特別償却の適用といい、また特別償却の中斷措置といい、減價の度合を無視してゐることに變りはないからである。差異があるとすよば、減價の度

合を無視する程度に差異があるにすぎないのである。したがつて減價償却理論を前提として特別償却を考察すれば、税法において認められた特別償却額（損金）と一般に認められた會計原則による減價償却（費用）との喰違（Difference）が、なんらかの形で問題化するものは當然である。

特別償却をめぐる會計理論上の問題として、その損金と費用の喰違いを最初に採上げたのは、アメリカ會計士協會（AIA）の會計手續委員會のメンバーであり、特別償却の採用におくれること二年、一九四二年の後半期であった。こうして戦時會計（War Accounting）の重要な問題の一つとして特別償却が採上げられて以來、特別償却をめぐる會計理論上の問題は、會計士協會の會計手續委員會を中心に現在に至るまで論議がなされており、雑誌「會計」（Journal of Accountancy）および「會計評論」（Accounting Review）に發表された論文は一ダース以上にのぼつてゐる。この問題に關するアメリカ會計士協會の研究公報（Research Bulletin）もでてゐるし、アメリカ會計學會（AAA）の追加意見書（Supplementary Statement）でこの問題に關説したものもある。また特別償却をめぐる損金と費用の喰違いを論じてゐる著書も、二、三にとどまらぬ。たとえばレーマーの著書、スミスとハタースの共著、ペートンの父子最近の著書がさうである。

〔補註〕

Rahner, C. F., *Differences in Net Income for Accounting and Federal Income Taxes*, 1949.

Smith, D. T. and Butters, J. K., *Taxable and Business Income*, 1949.

Paton, W. A. and Paton, W. A. Jr., *Asset Accounting*, 1952.

これらの論文、研究公報、追加意見書及び著書で展開されている内容を主張の時期及び問題別に整理することは、

本稿の範圍外に屬する問題であり、豫定のページ數をはるかにこえる紙面が必要なので、詳細は、別稿「特別償却をめぐるビジネス・インカム」の表示問題」にゆずることとし、ここでは、これらの一連の論攻の中に流れているアメリカの會計専門家の特別償却への接近方法を摘出し、やや一般的な批判をいくつか加える程度にとどめたい。

第一次大戦の時に於ける特別償却は、理解の仕方に問題はあるにしても、コーラーなどによれば、正當な會計原則 (good accounting principles) に従つておこなわれたといわれている。この言葉を裏がえして考えてみれば解るように、第一次大戦の時の特別償却は、損金と費用の喰違いをあまり生ぜしめない程度に實踐されていたのである。いわばそこにおいては稅務會計が企業會計に近づき、兩者が、問題はあるにしても、ともかく結合していたのである。「現在の状態はアブノーマルであるから、現在の條件に矛盾せぬ最大程度に所得稅控除として認められるか否かは考慮せず、設備の價値を償却することは適當である。」とモンゴメリーがいつていた企業會計實踐が、合法的に稅務會計に吸收された段階であつたのである。ところがすでにのべたように、第二次大戦の時および朝鮮戰爭以後の特別償却は、明らかに一般に認められた會計原則 (general accepted accounting principles) とはあつて入れない性格のものである。ゆゑに稅法で認められた損金と會計原則にしたがう費用との差額すなわち特別償却の超過額 (amount of excess amortization) を「利益」としての性格をもつものと、アメリカの會計専門家が認識したとしてもしごく當然なことにすぎない。ところがここに大きな問題がひそんでいる。アメリカの會計専門家は、會計原則をたてにして特別償却を問題にするだけであつて、「租稅政策上生じている喰違いについては會計原則の側からいふべき何物をも持たないのである。」という言葉からも解るように、稅法で認められた特別償却を合法的なものとして價値判斷を加えず單に與件として受取つてにすぎないからである。彼等の頭の中には「特別償却

本質論」なるものはほとんどないのである。そして特別償却を單に企業會計に對する攪亂的要因の導入としてのみ受けとめ、そこに生じた費用と損金の喰違いをいかに調整して財務諸表に表示するかの問題を論ずるだけである。こうして彼等は、特別償却そのものの分析をかたすかしして、喰違いを調整する會計技術的問題にすりかへている。換言すれば、特別償却への接近を納税申告書 (tax return) と財務諸表 (financial statement) との間の技術的調整方法に解消してしまつてゐるのである。彼等は、會計學の任務は、このような外部條件の變化を尋ねることにはなく、このような與件變動の結果として企業會計に生ずる問題に受動的に適用するところにあるという立場をいぜんとして固守し、そこから一歩も出ていないのである。だから彼等は特別償却のもたらす効果をせいぜい徴稅猶豫、換言すれば課稅の延期 (tax deferral) としてしか理解できないのである。

註(1) Kohler, E. I., *Accounting Principles underlying Federal Income Tax*, 1925, p. 154. 拙稿「アメリカ特別償却史研究」
經濟論叢、昭三〇年十一月號、四四—四五頁參照。

(2) Montgomery, R. H., *Income Tax Procedure* (1924), p. 1199.

三

特別償却に關する考察としては、以上のべた會計専門家の見解のほかにまだいくつかの見解を見出すことが出来る。いま會計専門家の問題意識の限界をのりこえて考察の範圍を擴げてみると、當然そこには會計専門家のように、特別償却は課稅の延期をもたらずにすぎないものと考へてよいであろうかという疑問が生ずるはずである。この疑問に答へるのかのように會計學以外の分野から特別償却を採りあげたアメリカの論者はいくつかのすぐれた見解を續

つまり「特別償却」について記憶させるべき第一にして最も明白な點は、納税者が早期償却の課税上の特典をうけることによつて、……時差割引益 (time-discount gain) を儲けることである。⁹⁾ゆえに特別償却は政府が企業に無利子の貸付 (interest-free loan from government) を與えたと同様の効果を發揮するものである。¹⁰⁾

この「特別償却」無利子の財政融資」説は、シヤレーン、ハタースおよびハントの特別償却論があらわれる一カ月前、一九五一年四月一二日に開かれた兩院合同國防生産委員會 (Joint Committee on Defense Production) の聽問會についての財務省の覺書の中にしてあらわれている。また最近では海をこえたイギリスでも「特別償却」無利子の財政融資」説——ただし初年度高率償却 (Initial Allowance) についてのみ——は主流をなした見解となつてゐる。たとえば王立所得稅委員會 (Royal Commission on the Taxation of Profits and Income) の一九五五年の報告書は「初年度高率償却は課税を延長し、將來に繰延べられた稅額は、企業に對する政府の無利子の貸付金と同一の效果をもつ。」¹¹⁾といひ、またレインズは「初年最高率償却によつて産業の利用しうる資金はたしかに内國歳入廳からの贈與 (Gift from the Inland Revenue authorities) ではなく、正しくは無利子の貸付金である。¹²⁾」と云つてゐる。

註 (1) Schlaifer, Batters and Hunt, *ibid.*, p. 117.

(2) Goode, *ibid.*, p. 198.

(3) Schlaifer, Batters and Hunt, *ibid.*, p. 118. Eisner, *ibid.*, p. 287.

(4) Hearing before the Joint Committee on Defense Production, 82nd Congress, 1st Session, April 12, 1951. *Treasury Memo of April 30, 1951*, p. 428. cited by Adams and Gray, *ibid.*, p. 86.

(5) 矢澤富太郎、英國稅法による減價償却と公平原則、産業經理、昭三二年二月號、三七頁。イギリスにおける「特別償

アメリカにおける特別償却本質論

第七十八卷 一二九

第一號 一二九

却—無利子の財政融資」説は、初年度高率償却を前提にして形成されたものであり、新投資特別控除 (Investment Allowance) は取得原價の一二〇%を償却するものであるから、原價超過分の償却による課税引下げは補助金とみられている。「新投資特別控除は、總所得から控除される償却額を増加し、企業に課される税額そのものを軽減することになるので、いわば新投資に對して政府が興える一種の補助金的效果をもつてゐる。」(三七—三八頁)

- (c) Lyons, A., *The Sources of Finance for Industry and Commerce in Great Britain since the War*, Bankers' Magazine, Sept. 1954, p. 224. 戦後イギリス産業の資金源 (抄譯) / 大藏省調査月報, 昭三〇年九月號, 五八頁。

ここで以上のべてきた「特別償却—無利子の財政融資」説は、税率が資産の全耐用年數のすぎるまで常に一定であるという假定に立つてゐることに注意せねばならない。「特別償却—無利子の財政融資」説の前提をなしてゐるものは税率の不變である。したがつてそこから特別償却は租税歳入の延期 (Postponement of tax revenue) のみをもたらした歳入上の永久的な損失 (Permanent loss to the government) はないというあやまつた見解が發生してゐる。なぜなら税率が將來引下げられれば、特別償却採用企業はより有利となり、それだけ歳入上の實質的損失はふえ、また税率が將來引上げられれば前と反對の結果をもたらすからである。そこで税率の變動を前提し、さらに「特別償却—無利子の財政融資」説を發展させねばならない。

アメリカ商務省の公式的見解は、無利子の財政融資説を展開したすぐ後で、もし税率が後になつて引下げられるならば「當初の高率課税の時期に多額の控除が認められるのであるから、明らかに課税の軽減 (tax saving) となる。五十年経過後當該資産の利用によつて生ずる課税所得は、特別償却を行わなかつた場合よりも高額となるかもしれないが、この後の時期における課税は引下げられた率で行われるであろう。むしろ、税率引下げの場合、結果はこの逆である。この點については、第二次大戦及び現在の制度が超過利得税の實施されている時期に作られたこと

に留意するべきである。」とのべている。事實、特別償却の採用された時期は戦時ブーム期に當り、そこにおいては會社所得税の税率は高く、また超過利得税が賦課されていた。ところが特別償却の生命があまりなくなり、不況のきざしが顕在化してきた一九五四年には、景氣對策の一環として超過利得税は廢止され、税率の引下げが實現している。したがつて特別償却を採用した企業は、政府から無利子の貸付を受けたばかりでなく、課税輕減という形で補助金を手に入れることが可能となつてゐる。この點をさぐるべくついで、セルデンは、特別償却採用企業の三つの主要な利得の中に、無利子の融資以外に、税率が特別償却期間後に引下げられた場合の全耐用年數にわたる納税減少の可能性 (possibility of paying less taxes over the asset's normal life) をあげている。またセルデンの見解を要約した形で、連邦取引委員會 (Federal Trade Commission) の所屬員であるロットケは、特別償却制度は無利子の財政融資プラス補助金 (interest-free government loan of sizeable proportions through the deferral of taxes, plus cash subsidy to the extent that post-mobilization taxes absorb a smaller proportion of corporate net income than do rates in the interim) と同等物であるといつてゐる。

この「特別償却＝無利子の財政融資＋補助金」説が、すでにのべた特別償却研究の徹視的な傾向のうちもつともすぐれた「特別償却本質論」であるといふことができよう。なお最後に「特別償却＝補助金」説なるものもあるが、これは表現が要約されているものにすぎず、その内實は「特別償却＝無利子の財政融資＋補助金」説とちよつともかわらないものであることを付言して、本稿をとずることにしたい。たとえばアダムとグレイの著書の中には、特別償却計畫は相對的に少數の大會社への賜 (boon) であるとか、また特別償却による補助金 (subsidy) の獅子の分け前はすべてに高度に集中している基礎産業のうち少數の大會社へ歸屬してゐるといふ言葉が見出される。したが

つてアダムとグレイは「特別償却」補助金」説に立つている論者であるといえるが、彼等は賜あるいは補助金^金という表現をとつてゐる頁のすぐあとでその内容を説明して、賜あるいは補助金^金という概念を無利子の財政融資と非常期間後の會社税の引下げから生ずる利得^{利益} (gain from any reduction in corporate taxes at the end of the emergency) との集合概念であるといつてゐる。⁸⁾

通常企業の負擔となる利子費用を企業が負擔しないで済むという意味で、無利子の財政融資は、わが國でかつて問題となつた「利子補給」と同じ性質のものであり、戦時生産設備建設に對する一種の補助金^金と考えられないこともない。したがつて「特別償却」補助金」説といふ、「特別償却」無利子の財政融資+補助金」説といふ、その意味することは、いささかも變つてゐないのである。ただ兩説の間に差異を強いて見出すとすれば、それはつぎの點にあるといえよう。「特別償却」補助金」説は、特別償却が獨占段階における獨占資本に對する一般補助金や財政投資を補充する意義をもつてゐる點を明確にうきぼりにし、「特別償却」無利子の財政融資+補助金」説は前者の實質的内容をより詳細に分析してゐるのである。

いづれにしても特別償却は、一九五一年に下院行政費分科委員會「ドーンン委員會」(House Executive Expenditure Subcommittee = Dawson C.) がいみじくも名づけたように、「政府の棚からおちた最大のぼたもち」(the biggest bonanza that ever came down the government pike) にほかならなかつた。⁹⁾

註(1) Goode, *ibid.*, pp. 201-207.

(2) U. S. Dept. of Commerce, *ibid.*, p. 12. (譯) 六三一—六四頁。

(3) 加藤清、各國租税制度概要、昭二七年、四九—六〇頁。最近における米國の租税政策、日銀調査月報、昭二九年六月號、

一九六頁參照。

- (4) Selden, *ibid.*, p. 283. Cf. Falls, G., *The Financial Value of Early Tax Deduction*, *Accounting Review*, July 1955, pp. 515—517.
- (5) Kottke, F. J., *Monopoly and Mobilization for Defense*, *Southern Economic Journal*, April 1952, pp. 522—523.
- (6) Adams and Gray, *ibid.*, p. 87.
- (7) Adams and Gray, *ibid.*, p. 89.
- (8) Adams and Gray, *ibid.*, p. 87.
- (9) 無利子の財政融資を戦時生産設備建設に対する補助金と解すれば、ケッドがつまのようになっているわけも理解出来るであらう。「加速的な〔五カ年〕特別償却によつてもたらされた早期課税軽減額 (near-term tax saving) の現在価値がより大きいことは、多くの點において、資本的資産の費用の軽減 (reduction in cost of the capital asset) に通ずる。」(Goode, *ibid.*, p. 195.)
- (10) 島根彦、財政學原理、昭二九年、一五二—一五三頁。岡部利良、税法上のいわゆる特別償却費の問題、税経通信、昭三〇年五月號、三—四頁、六月號、四七—五七頁參照。
- (11) *House Report No. 504*, 82nd Congress, 1st Session, 1951, p. 1. cited by Adams and Gray, *ibid.*, p. 87. Lumer, *ibid.*, p. 90. 小椋譯、一〇六頁。

— 一九五六、三月稿 —